

2 総合計画策定のねらい

地方分権の一層の推進と行財政基盤の強化による総合的な行政能力の向上を図るため、平成 15 年 6 月に旧野田市と旧関宿町が合併して誕生した本市が、両市町のまちづくりを継承しつつ、「市民参加」「新市の一体性の醸成及び均衡ある発展」「行財政運営の効率化」をキーワードにしたまちづくりをスタートさせてから、4 年余が経過した。

この間、経済はバブル崩壊以降の長い低迷期からようやく脱したものの、国と地方の財政状況は好転せず、また、国から地方への権限と財源の移譲を図るための三位一体の改革^{注 1)}が行われ、国庫補助負担金や地方交付税の大幅削減等がなされた。さらに、税収が増えない中で普通交付税が削減されて不交付団体が増加するなど、地方においては厳しい財政状況となっている。本市においても、平成 19 年度の旧野田市分普通交付税が合併後初めて不交付となり、今後も不交付の状況が続くものと思われる。これらが改善されない限り、ますます厳しい行財政運営を強いられることになる。一方では、少子高齢化がその動きを加速した結果、国の総人口は戦後初めて減少に転じ、いよいよ人口減少社会を迎えたといえる。

こうした時代にあって、市政は、多様な手法による行政のスリム化をめざしながら、市民ニーズを的確に捉えるため、より一層、市民との協働作業により推進していく必要がある。これまでも徹底した市民参加によるまちづくりを進めている本市では、これからもまちづくりに対する市民の意欲とともに職員の不断の努力によって、協働のまちづくりを継続する。

地方自治法に基づき策定する本計画は、このような時代の文脈を踏まえたうえで、「旧野田市総合計画」及び「旧関宿町総合計画」で示された基本的な方向性を継承して合併時に策定された「新市建設計画」の趣旨を包含して、21 世紀という新たな時代にふさわしい、総合的かつ計画的なまちづくりの指針としてとりまとめたものである。

3 総合計画策定の考え方

－総合計画見直しの考え方－

平成 15 年 6 月の合併から 4 年余の間、本市では、新市のまちづくり計画である新市建設計画に基づき、新市の一体性の速やかな確立及び住民福祉の向上を図るとともに、新市の均衡ある発展に努めてきた。この新市建設計画の策定にあたっては、旧野田市総合計画及び旧関宿町総合計画が徹底した住民参加により作成されたものであり、合併を前提に策定されたものではないものの、その基本的な方向性は引き続き維持できると考えられるこ

注 1) 三位一体の改革……………「国から地方へ」という地方分権の流れの中で、国と地方公共団体に関する行財政システムに関する 3 つの改革、すなわち国庫補助負担金の廃止・縮減、税財源の移譲、地方交付税の一体的な見直しをいう。